

2019(平成31)年度 事業計画

社会福祉法人 札幌肢体不自由福祉会

1 社会福祉法人制度改革について

社会福祉法の一部が改正され、中でも社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性が強く打ち出されています。

また、社会福祉法人がより地域社会に貢献することが求められており、このような中で、当法人が今後どのような形で運営していくことが、障がい当事者や家族の方々、そして地域社会のニーズにあった運営となるのかを、中長期的に検討していくことが課題となります。

2 法人の基本方針

誰もが人として認められ、幸せに生きることができる社会の実現を目指すとともに、地域との結びつきを重視し、利用者及びその家族が地域住民との交流の機会が確保されるよう努めます。

また、事業運営にあたっては、常に福祉サービスを受ける側の立場に立って、個人の尊重及び自立支援を基礎に、利用者本位の良質かつ適切な福祉サービスを提供します。

3 運営理念

- (1) 重度障がい児者の尊厳を守るとともに、「利用者本位の運営」を行います。
- (2) 地域の方々との交流を深め、「社会参加の促進」を図ります。
- (3) 重度障がい児者に対する「日常生活の支援」を図ります。
- (4) 一般就労が困難な重度障がい児者に対し、「創作的活動の機会」を提供します。
- (5) 当事者団体だからこそできる「思いを形」にします。

4 理事会、評議員会及び監事監査の開催予定

- (1) 定例理事会 2回以上(概ね5月、11月に開催予定)
- (2) 定時評議員会 6月
- (3) 監事監査 4回(決算及び四半期ごと)

上記定例会のほか、必要に応じ臨時会を開催する。

5 実施事業

(1) 第二種社会福祉事業

- ・ 障害福祉サービス(生活介護事業 「O・H・G(おはぎ)」)
- ・ 障害福祉サービス(生活介護事業 「O・むすび(おむすび)」)
- ・ 障害福祉サービス(居宅介護事業 ヘルパーステーション「DAI-ふく」)
- ・ 障害福祉サービス(重度訪問介護事業 ヘルパーステーション「DAI-ふく」)
- ・ 障害福祉サービス(移動支援事業 ヘルパーステーション「DAI-ふく」)

2019(平成31)年度 事業計画

生活介護事業 O・H・G (おはぎ)

1 運営方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

また、利用者の家族や関係する事業所、地域、団体等との連携を図り、地域に密着した事業運営を行います。

2 支援方針及びサービス内容

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者個々の特性に応じた、利用者の求めるサービスの提供に努めます。

(1) 個別支援計画の作成

- ・ 利用者及び家族のニーズに沿った支援計画の作成に努め、常に支援会議の中で検討していく。
- ・ 利用者の自主性や考えを表出することができるような支援を目指す。
- ・ 利用者を取り巻く相談支援事業所や他事業所などと連携を図り、利用者ニーズの把握に努める。

(2) 食事サービスの提供

- ・ 週3回(月、水、木)の給食提供を行う。
- ・ 給食提供の無い日は、お弁当を購入することで、金銭の受け渡し、自分の好みの品を選ぶなど、社会生活を経験する機会を作る。

(3) 入浴サービスの提供

- ・ 利用者個々の希望に沿った入浴サービスの提供を、月～金曜日に行う。
- ・ 障がいの重度化により、自宅での入浴が難しくなっている方に対し、入浴の機会を提供する。
- ・ 機械浴にたよらず職員の手による入浴を行ってきたが、障がいの重度化や利用者の体重の増加などにより、職員への荷重が大きくなってきたため、昨年度浴室にリフトを設置し、利用者の不安解消と職員の負担軽減により、更なるサービスの向上を図る。

(4) 送迎サービスの提供

- ・ 市内全域での、ドアツードアの送迎を行う。なお、車両の老朽化が進んできていることから、整備等のメンテナンス強化を実施するとともに、計画的な車両の更新により送迎サービスの充実を図る。
- ・ ドライバーの高齢化が進んでいることから、安全教育の徹底を図るとともに、新しいドライバーの確保に努める。
- ・ 事業所の近くに住んでいる利用者の2便運行の実施により、送迎利用希望者全員の要望に応えられるよう努める。

- ・ 変更への柔軟な対応と調整などに務めることで、利用者の便宜を図っていく。
 - ・ 安全でより良い送迎体制を目指すために、ドライバー会議を行う。
 - ・ 利用者の状況、体調などに合わせ、職員の同乗を行う。
- (5) 健康管理及びバイタルチェック
- ・ 毎日朝の来所時等に、血圧、脈拍、体温の測定を行い、健康状態を把握していく。
保護者との連携を密にすることにより、障がいにより重度になっている利用者の健康管理につなげていく。
 - ・ 通所時、昼食時、帰宅前の1日3回の水分摂取を定期的に行う事で、スムーズな排便の誘導、水分不足の解消につなげる。水分の摂取が難しい利用者には、保護者との相談の上、ゼリーやシャーベットでの水分摂取を行うなどの工夫を行う。
 - ・ 障がいの重度化により、呼吸、嚥下等に不都合が出てきている利用者への生活面での対応を充実させていくために、看護師や関係医療機関、訓練士などとの連携強化を図る。
- (6) 創作的活動及び生産活動(布製品等の小物類の製作)、余暇活動
- ・ 生きがいにつながる活動を提供していく。縫い物だけではなく、誰でもが参加できる内容の作業を取り入れていく。
 - ・ 受け身ではなく、利用者が自ら楽しむことが出来る内容の余暇活動を考えていく。
 - ・ 集団生活の場であることを利点とするために、集団で楽しめる内容の余暇活動を実施していく。
 - ・ 生産活動を行わない土曜日に、外出や調理などの機会を設けていく。
- (7) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- ・ 午後の活動の前にラジオ体操を取り入れることで、身体の緊張を和らげ、午後の活動への気持ちの切り替えを促す。
 - ・ 昼休みや午後の活動の中で、車椅子から降りて体をリラックスさせる時間を作る。
 - ・ 疲れが見られるようなときには、本人と相談のうえ、休む時間を作る。
- (8) 社会参加の促進
- ・ 地域の保育園との交流やゴミ拾いなどの地域の中での活動を増やしていくことで、事業所の認知度を高めていく。
 - ・ 赤い羽根共同募金での街頭募金への参加で、社会貢献を行う。
- (9) 生活相談
- ・ 相談支援事業所、ヘルパーステーション、ショートステイ先の紹介など、利用者やご家族が必要とする情報の提供を行う。
 - ・ 利用者が希望するサービスを提供するために必要な手段を探す手伝いをしていく。
 - ・ 保護者の高齢化や利用者の障がいの重度化を考え、必要な場合には、今後の生活スタイルに関する話し合いをしていく。
- (10) 前各号のサービスに附帯する便宜(日常生活上必要な介護、支援、相談及び助言)の提供。
- (11) 今後の事業展開の検討課題として、提供できるサービスを考えていく。

3 事業所の名称等

(1) 名称 生活介護事業 O・H・G (おはぎ)

住所 札幌市中央区北8条西23丁目2-22 イペール823内

4 対象者及び利用定員

(1) 対象者 常時介護等の支援が必要な、在宅の障がい者で、障害程度区分3以上(50歳以上の場合は区分2以上)である者。

(2) 定員 1日 20人

(3) 平成31年4月からの利用予定者の状況

*生活介護事業所「O・H・G(おはぎ)」

(単位:人)

区分	週の利用予定日数						計
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	
3	0	0	2	1	0	0	3
4	0	0	0	0	0	0	0
5	1	0	5	0	0	2	8
6	6	9	12	1	0	1	29
計	7	9	19	2	0	3	40

※平均障害程度区分 区分 5.4

(単位:人)

区分	曜日毎の利用契約人数						計
	月	火	水	木	金	土	
3	1	2	2	3	1	1	10
4	0	0	0	0	0	0	0
5	4	5	4	6	3	6	28
6	14	10	12	9	12	16	73
計	19	17	18	18	16	23	111

※1日平均利用予定人数 18.5人

5 営業日、営業時間及びサービス提供時間

(1) 営業日 毎週 月曜日～土曜日

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

(3) サービス提供時間 午前9時30分～午後3時30分

6 利用料

障害者総合支援法の障害福祉サービス事業にかかる基準による。

その他、利用者負担金として以下の金額を徴収する。

(1) 給食食材料費 1食 270円 (食事提供体制加算の無い方については実費 1食 370円)

(2) 入浴利用料 1回 300円 (光熱水費、タオル等利用料)

(3) その他レクレーションなどの経費

7 工賃

生産活動収入から経費を差し引いた利益相当分を、利用者に還元することを原則とするが、利用者の活動意欲、通所意欲につなげるため、一定の水準を保つようにし、年度内は同額の工賃として支給する。工賃の計算は、その月の作業実施日に通所した日数で計算し、月末締め、翌月10日払とする。

8 職員体制等

＊生活介護事業所「O・H・G(おはぎ)」

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 管理者 | 1名(常勤職員 1名) |
| (2) サービス管理責任者 | 1名(常勤職員 1名) |
| (3) 生活支援員 | 13名(常勤職員 6名、非常勤職員 7名) |
| (4) 看護職員 | 2名(非常勤職員 2名) |
| (5) 医師 | 1名(嘱託 1名) |
| (6) 運行管理員 | 1名(常勤職員 1名) |
| (7) 配膳員 | 1名(非常勤職員 1名) |
| (8) 送迎運転員 | 4名(非常勤職員 4名) |

9 日課及び年間予定

(1) 日課予定表(1日の流れ)

9:30 バイタルチェック、水分補給

朝の会

個別支援(創作活動、生産活動、入浴、体力づくり、日常生活訓練)

12:00 昼食、歯磨き、休憩

13:00 個別支援(ラジオ体操、入浴、創作活動、生産活動、日常生活訓練、レクリエーション等)

15:00～15:30 水分補給、帰りの会

(2) 年間行事予定表

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 4月 歓迎会、保護者会 | 10月 ふれあいフェスタ(合同)・郊外散策 |
| 5月 | 11月 避難訓練 |
| 6月 郊外散策 | 12月 |
| 7月 郊外散策 | 1月 新年会レク |
| 8月 避難訓練・郊外散策 | 2月 利用者意見交換会 |
| 9月 郊外散策 | 3月 |

※このほかに第1・3・5土曜日に、チャレンジデイを設け外出する機会を増やす。

10 職員研修、災害訓練等の予定

(1) 職員研修

職員の資質向上と意識の向上を図るため、日常の実践に活かせる職員研修に計画的に取

り組む。また、虐待防止法や差別解消法の研修も実施する。

- ・ 採用時研修 採用後3カ月以内 社会福祉協議会の研修等を利用
- ・ 内部研修 年2回 年2回の個別面談を含む
- ・ 外部研修 都度対応

(2) 防災計画

防災計画を作成するとともに、避難訓練等を年2回実施する。

避難用スロープを活用した避難訓練も取り入れる。

- ・ 施設長 総指揮
- ・ 事業所責任者 連絡班担当
- ・ 生活支援員 避難誘導班担当
- ・ 看護師 救助班担当

11 その他

(1) 苦情解決

利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置及び第三者委員を配置。

(2) 個人情報の保護

業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、適正に取り扱う。

(3) 虐待(身体拘束等)防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努める。

- ・ 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ・ 成年後見制度の利用支援
- ・ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

2019(平成31)年度 事業計画

生活介護事業 O・むすび (おむすび)

1 運営方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

また、利用者の家族や関係する事業所、地域、団体等との連携を図り、地域に密着した事業運営を行います。

2 支援方針及びサービス内容

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者個々の特性に応じた、利用者の求めるサービスの提供に努めます。

(1) 個別支援計画の作成

- ・ 利用者及び家族のニーズに沿った支援計画の作成に努め、常に支援会議の中で検討していく。
- ・ 利用者の自主性や考えを表出することができるような支援を目指す。
- ・ 利用者を取り巻く相談支援事業所や他事業所などと連携を図り、利用者ニーズの把握に努める。

(2) 食事サービスの提供

- ・ 週3回(月、水、木)の給食提供を行う。
- ・ 給食提供の無い日は、お弁当を購入することで、金銭の受け渡し、自分の好みの品を選ぶなど、社会生活を経験する機会を作る。

(3) 入浴サービスの提供

- ・ 利用者個々の希望に沿った入浴サービスの提供を、月～金曜日に行う。
- ・ 障がいの重度化により、自宅での入浴が難しくなっている方に対し、入浴の機会を提供する。
- ・ 家庭に近い状況でのサービスを提供するため、機械浴にたよらず職員の手による入浴を行ってきたが、障がいの重度化や利用者の体重の増加などにより、職員への荷重が大きくなってきている。しかし、当事業所の浴室はユニットバスであるため、リフト等の機器整備はスペース的に難しい状況にある。

職員の手による入浴が難しくなってきた利用者に対しては、当事業所での入浴のみという利用者もいるため、利用者本人と保護者の同意を得て、シャワー浴での対応を行っているが、今後の課題となっている。

(4) 送迎サービスの提供

- ・ 市内全域での、ドアツードアの送迎を行う。なお、車両の老朽化が進んできていることから、整備等のメンテナンス強化を実施するとともに、計画的な車両の更新により送迎サービスの充実を図る。

- ・ドライバーの高齢化が進んでいることから、安全教育の徹底を図るとともに、新しいドライバーの確保に努める。
 - ・事業所の近くに住んでいる利用者の2便運行の実施により、送迎利用希望者全員の要望に応えられるよう努める。
 - ・変更への柔軟な対応と調整などに務めることで、利用者の便宜を図っていく。
 - ・安全でより良い送迎体制を目指すために、ドライバー会議を行う。
 - ・利用者の状況、体調などに合わせ、職員の同乗を行う。
- (5) 健康管理及びバイタルチェック
- ・毎日朝の来所時等に、血圧、脈拍、体温の測定を行い、健康状態を把握していく。保護者との連携を密にすることにより、障がいにより重度になっている利用者の健康管理につなげていく。
 - ・通所時、昼食時、帰宅前の1日3回の水分摂取を定期的に行う事で、スムーズな排便の誘導、水分不足の解消につなげる。
 - ・障がいの重度化により、呼吸、嚥下等に不都合が出てきている利用者への生活面での対応を充実させていくために、看護師や関係医療機関、訓練士などとの連携強化を図る。
- (6) 創作的活動及び生産活動(布製品等の小物類の製作)、余暇活動
- ・生きがいにつながる活動を提供していく。縫い物だけではなく、誰でもが参加できる内容の作業を取り入れていく。
 - ・月に1回、第4土曜日にレクリエーションを行う。バラエティーに富んだ内容のレクリエーションや外出の機会を提供していく。
 - ・受け身ではなく、利用者が自ら楽しむことが出来る内容の余暇活動を、利用者と一緒に考えていく。
- (7) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- ・午後の活動の前にラジオ体操を取り入れることで、身体の緊張を和らげ、午後の活動への気持ちの切り替えを促す。
 - ・昼休みや午後の活動の中で、車椅子から降りて体をリラックスさせる時間を作る。
 - ・疲れが見られるようなときには、本人と相談のうえ、休む時間を作る。
 - ・午後の活動時間を利用して、ストレッチなど体を伸ばしたり動かしたりする機会を作る。
- (8) 社会参加の促進
- ・地域での町内会行事への参加等で、地域との交流を深める。
 - ・ゴミ拾いや地区センター等での製品の展示など、地域の中での活動を増やしていくことで、事業所の認知度を高めていく。
 - ・引き続き、駒岡保養センターでの販売活動に取り組んでいく。
 - ・赤い羽根共同募金での街頭募金への参加で、社会貢献を行う。
- (9) 生活相談
- ・相談支援事業所、ヘルパーステーションの紹介など、利用者やご家族が必要とする情報の提供を行う。
 - ・利用者が希望するサービスを提供するために必要な手段を探す手伝いをしていく。
 - ・保護者の高齢化や利用者の障がいの重度化を考え、必要な場合には、今後の生活スタイルに関する話し合いをしていく。

(10) 前各号のサービスに附帯する便宜(日常生活上必要な介護、支援、相談及び助言)の提供。

(11) 今後の事業展開の検討課題として、提供できるサービスを考えていく。

3 事業所の名称等

(1) 名称 生活介護事業 O・むすび(おむすび)

住所 札幌市南区南35条西10丁目6-25

4 対象者及び利用定員

(1) 対象者 常時介護等の支援が必要な、在宅の障がい者で、障害程度区分3以上(50歳以上の場合は区分2以上)である者。

(2) 定員 1日 20人

(3) 平成31年4月からの利用予定者の状況

*生活介護事業所「O・むすび(おむすび)」

(単位:人)

区分	週の利用予定日数						計
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	
3	0	0	0	0	1	0	1
4	0	0	0	0	1	1	2
5	1	2	3	1	2	3	12
6	3	3	7	2	3	1	19
計	4	5	10	3	7	5	34

※平均障害程度区分 区分 5.2

(単位:人)

区分	曜日毎の利用予定人数						計
	月	火	水	木	金	土	
3	1	1	1	1	1	0	5
4	2	2	2	2	2	1	11
5	9	8	9	8	8	5	47
6	10	9	8	10	10	12	58
計	22	20	20	21	21	17	121

※1日平均利用予定人数 20人

5 営業日、営業時間及びサービス提供時間

(1) 営業日 毎週 月曜日～土曜日

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

(3) サービス提供時間 午前9時30分～午後3時30分

6 利用料

障害者総合支援法の障害福祉サービス事業にかかる基準による。

その他、利用者負担金として以下の金額を徴収する。

- (1) 給食食材料費 1食 270円（食事提供体制加算の無い方については実費 1食 370円）
- (2) 入浴利用料 1回 300円（光熱水費、タオル等利用料）
- (3) その他レクレーションなどの経費

7 工賃

生産活動収入から経費を差し引いた利益相当分を、利用者に還元することを原則とするが、利用者の活動意欲、通所意欲につなげるため、一定の水準を保つようにし、年度内は同額の工賃として支給する。工賃の計算は、その月の作業実施日に通所した日数で計算し、月末締め、翌月10日払とする。

8 職員体制等

＊生活介護事業所「O・むすび(おむすび)」

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 管理者 | 1名(常勤職員 1名) |
| (2) サービス管理責任者 | 1名(常勤職員 1名) |
| (3) 生活支援員 | 13名(常勤職員 6名、非常勤職員 7名) |
| (4) 看護職員 | 2名(非常勤職員 2名) |
| (5) 医師 | 1名(嘱託 1名) |
| (6) 運行管理員 | 1名(常勤職員 1名) |
| (7) 配膳員 | 1名(非常勤職員 1名) |
| (8) 送迎運転員 | 5名(非常勤職員 5名) |

9 日課及び年間予定

(1) 日課予定表(1日の流れ)

9:30 バイタルチェック、水分補給

朝の会

個別支援(創作活動、生産活動、入浴、体力づくり、日常生活訓練)

12:00 昼食、歯磨き、休憩

13:00 個別支援(ラジオ体操、入浴、創作活動、生産活動、日常生活訓練、レクレーション等)

15:00～15:30 水分補給、帰りの会

(2) 年間行事予定表

4月 歓迎会、保護者会	10月 ふれあいフェスタ(合同)・郊外散策
5月	11月 避難訓練
6月 郊外散策	12月 忘年会レク
7月 郊外散策	1月
8月 避難訓練	2月 利用者意見交換会
9月	3月

※この他、行事がない月には第4土曜日にレクレーションを行う。

10 職員研修、災害訓練等の予定

(1) 職員研修

職員の資質向上と意識の向上を図るため、日常の実践に活かせる職員研修に計画的に取り組む。また、虐待防止法や差別解消法の研修も実施する。

- ・ 採用時研修 採用後3カ月以内 社会福祉協議会の研修等を利用
- ・ 内部研修 年2回 年2回の個別面談を含む
- ・ 外部研修 都度対応

(2) 防災計画

防災計画を作成するとともに、避難訓練等を年2回実施する。

避難用スロープを活用した避難訓練も取り入れる。

- ・ 施設長 総指揮
- ・ 事業所責任者 連絡班担当
- ・ 生活支援員 避難誘導班担当
- ・ 看護師 救助班担当

11 その他

(1) 苦情解決

利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置及び第三者委員を配置。

(2) 個人情報の保護

業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、適正に取り扱う。

(3) 虐待(身体拘束等)防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努める。

- ・ 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ・ 成年後見制度の利用支援
- ・ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

2019(平成31)年度 事業計画

居宅介護事業ヘルパーステーション DAI-ふく
重度訪問介護事業ヘルパーステーション DAI-ふく
移動支援事業ヘルパーステーション DAI-ふく

1 運営方針

今までの事業運営は、常勤職2名と支援員の兼務体制でサービスの提供を行ってまいりましたが、その常勤職員より、本年度末での退職申し出があり、後任者の確保に向け努力してきましたが、職員の確保が出来ないことから、今後の事業継続が困難と考え、次年度以降は休止せざるを得ないと判断しました。

このため、現在サービスを提供している利用者に対しては今までと同様のサービス提供を継続しながら、今後1年間をかけて受け入れ先を探し、引き継いでいくこととします。

なお、利用者への不利益が生じないよう、細心の注意を払いながら運営していきます。

サービスの提供に関する運営方針については、これまでと同様の方針で行います。

(1) 居宅介護事業所

利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事その他の生活全般にわたる相談・助言及び援助を適切かつ効果的に行います。

また、利用者等の居住する地区の障害福祉サービス及び保健医療サービス事業者等との連携を図り、総合的で適切な居宅介護の提供に努めます。

(2) 重度訪問介護事業所

重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障がい者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びにその他の生活全般にわたる相談・助言及び援助を適切かつ効果的に行います。

また、利用者等の居住する地区の障害福祉サービス及び保健医療サービス事業者等との連携を図り、総合的で適切な重度訪問介護の提供に努めます。

(3) 移動支援事業所

単独では外出困難な障がい者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。

2 支援方針及びサービス内容

(1) 居宅介護事業所

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適正な居宅介護の提供に努めるとともに利用者及び家族の合意のもとに「居宅介護計画書」を作成し、適切なサービスを提供します。

① 居宅介護計画書の作成、評価

② 身体の介護(食事、排せつ、入浴、清拭・洗髪、衣類着脱等)

- ③ 通院ための乗車及び降車の介助
- ④ 家事援助(調理、洗濯、掃除・整理整頓、買物、関係機関との連絡等)
- ⑤ 日常生活の支援(常時支援を要する全身性障害者に対する日常生活支援)
- ⑥ 前各号に掲げる介護等に附帯する相談、助言等

(2) 重度訪問介護事業所

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、居宅において適正な介護の提供に努めるとともに、利用者及び家族の合意のもとに「重度訪問介護計画書」を作成し、適切なサービスを提供します。

- ① 重度訪問介護計画書の作成、評価
- ② 身体の介護(食事、排せつ、入浴、清拭、洗髪、衣類着脱等)
- ③ 通院の介助
- ④ 家事援助(調理、洗濯、掃除・整理整頓、買物、関係機関との連絡等)
- ⑤ 日常生活の支援(常時支援を要する全身性障害者に対する日常生活支援)
- ⑥ 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- ⑦ 外出時における移動中の介護
- ⑧ 前各号に掲げる介護等に附帯する相談、助言等

(3) 移動支援事業所

利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、外出時における移動の介護及び外出から帰宅した直後の更衣介助、荷物整理などの対応支援を行うとともに、利用者及び家族の合意のもとに「移動支援計画書」を作成し、適切なサービスを提供します。

3 事業所の名称等

- (1) 名称 ・居宅介護事業ヘルパーステーション DAI-ふく
 - ・重度訪問介護事業ヘルパーステーション DAI-ふく
 - ・移動支援事業ヘルパーステーション DAI-ふく
- (2) 住所 札幌市中央区北8条西23丁目2-22 イペール823内

4 対象者

(1) 居宅介護

在宅の障がい者で、障害程度区分が1以上(障がい児にあつては、これに相当する心身の状態)である者

(2) 重度訪問介護

障害程度区分が4以上で、次のいずれにも該当する者

- ・二肢以上に麻痺等があること
- ・障害程度区分の認定調査項目に「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外である者

(3) 移動支援

- ・市町村より移動支援の認定を受けている者

5 営業日、営業時間及びサービス提供時間

- (1) 営業日 毎週 月曜日～土曜日
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (3) サービス提供日・時間

営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

また、営業日・営業時間以外の利用は個別に対応する。

6 利用料

障害者総合支援法の障害福祉サービス事業にかかる基準による。

この他、利用者負担金として、法人所有の車(ヘルパー所有の車を含む)を利用した場合、ガソリン代を徴収する。

7 職員体制等

- (1) 管理者 1名(常勤職員 1名)
- (2) サービス提供責任者 1名(常勤職員 1名)
- (3) 介護等従業者 7名(常勤職員 2名、非常勤職員 5名)

8 職員研修等予定

職員の資質向上と意識の向上を図るため、日常の実践に活かせる職員研修に計画的に取り組む。また、虐待防止法や差別解消法の研修も実施する。

- ・ 採用時研修 採用後3カ月以内 社会福祉協議会の研修等を利用
- ・ 内部研修 年2回 年2回の個別面談を含む
- ・ 外部研修 都度対応

9 その他

(1) 苦情解決

利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置及び第三者委員を配置。

(2) 個人情報の保護

業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、適正に取り扱う。

(3) 虐待(身体拘束等)防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努める。

- ・ 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ・ 成年後見制度の利用支援
- ・ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施